

### 埼玉県報

第 104 号 令和 2 年(2020 年) 5 月 8 日 金曜日

### 目 次

### 告示

- 〇 予算の公表 (財政課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 令和2年埼玉県公安委員会告示第50号の一部改正告示(運転免許課)

### 告 示

# 埼玉県告示第四百八十七号

方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、 とおり公表する。 正予算(第三号)及び令和二年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第一号)を地 埼玉県議会令和二年四月臨時会において議決された令和二年度埼玉県一般会計補 次の

令和二年五月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,107,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,012,542,453千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

	款			項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国	庫 支 出	出 金			164,719,626	31,084,740	195,804,366
			1 国	庫 負 担 金	108,885,705	2,346,168	111,231,873
			2 国	庫 補助 金	49,762,000	28,738,572	78,500,572
10 財	產 収	У			10,931,894	37,140	10,969,034
			1 財	産 運 用 収 入	5,970,528	37,140	6,007,668
11 寄	附寸	金			156,001	1,000	157,001
			1 寄	附金	156,001	1,000	157,001
12 繰	λ	金			72,157,162	15,022,945	87,180,107
			1 特	別 会 計 繰 入 金	1,705,784	10,000,000	11,705,784
			2 基	金 繰 入 金	70,451,378	5,022,945	75,474,323
13 繰	越	金			1,123,813	1,611	1,125,424
			1 繰	越金	1,123,813	1,611	1,125,424
14 諸	ЧХ	入			29,480,262	4,960,374	34,440,636
			7 雑	λ	6,883,048	4,960,374	11,843,422
	歳	Д	合	計	1,961,434,643	51,107,810	2,012,542,453

歳 出 (単位 千円)

		款					項			補 正 前 の 額	補 正 額	計
2	総	務	費							94,567,780	10,258,459	104,826,239
				1	総	務	管	理	費	26,520,572	10,079,870	36,600,442
				3	県		民		費	10,807,032	178,589	10,985,621
3	民	生	費							381,202,241	7,632,397	388,834,638
				1	社	会	福	祉	費	272,051,163	6,736,077	278,787,240
				2	児	童	福	祉	費	97,659,170	891,629	98,550,799
				3	生	活	保	護	費	11,418,567	4,691	11,423,258
4	衛	生	費							66,170,853	15,488,632	81,659,485
				1	公	衆	衛	生	費	29,699,651	15,488,632	45,188,283
5	労	働	費							5,542,478	60,729	5,603,207
				1	労		政		費	1,951,763	60,729	2,012,492
7	商	I	費							21,861,311	17,462,509	39,323,820
				1	商	I		業	費	21,494,361	17,462,509	38,956,870
10	教	育	費							490,816,124	203,473	491,019,597
				5	特	別支	援	学校	<b>養</b>	46,032,872	137,333	46,170,205
				9	保	健	体	育	費	1,266,760	66,140	1,332,900

	款						項				補	正	前	の	額	補	正	額	計	
13 諸	支	出	金										33 <sup>-</sup>	1,256	,972			1,611	331,258,5	i83
				1	公	営	企	業	支	出金			12	2,602	,972			1,611	12,604,5	83
	歳		出		合			計					1,96°	1,434	,643		51	,107,810	2,012,542,4	53

### 第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
新型コロナウイルス感染症 2 年度保証分)	対応資金損失補償(令和	令和 2 <sup>4</sup> 令和 2 0 <sup>4</sup>	年度から年度まで	額を任弁額の度部安小貸にの行共済)規要分定企付のを任弁額が定綱保関業にってと要金小りづ式証保にするは、	コロ県では、 コロ県では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に うない はんしょう はんしょう はん いいりゅう のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

变 更 (単位 千円)

<b>声</b> 话	裤	İ	正	前		補		正		後	
事項	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額	
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(令和2年度融資分)		年 度 か ら 年 度 ま で			3,738,332		年度から年度まで			22,632,167	

令和2年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	16,755,511	1,611	16,757,122
第2項 営 業 外 収 益	39,113	1,611	40,724

#### (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,755,458 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,755,458 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,755,458 千円」を「過年度分損益勘定留保資金15,213,116 千円及び当年度分損益勘定留保資金2,542,342千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	9,287,016	10,000,000	19,287,016
第4項 長期貸付金		10,000,000	10,000,000

### 告 示

# 埼玉県告示第四百八十八号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 9 いて、 同条第三項に ( 平 成 十年法 とお お り 縦覧 律第 1 て準 に 九 供 用する同 +す \_ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

令和二年五月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷花田複合店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二番地三、二番地四、二番地

五.

ロ変更の概要

大規 模 小売店 舗 に お 11 て 小 売業を行う者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名称及び 住所並び に法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社

ま

む

5

代

表

取

締

役

北

島

常

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

(変更後) 株式会社ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

# ハ 変更年月日

令和二年二月二十一日

二 届出年月日

令和二年四月二十三日

## 二 縦覧期間

令和二年五月八日から令和二年九月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 四 意見書の提出

模 売店 舗立 地 法 第 八 条第二項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り、 当 該 大規模 小 売店 舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 生活環境  $\mathcal{O}$ 保 持  $\mathcal{O}$ た 8 配 温慮す ベ き事 項 に 0 V て意見を有 す る者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

1

意見書提出先令和二年五月八日から令和二年九月八日まで意見書提出期間

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

#### 告 示

#### 埼玉県公安委員会告示第80号

令和2年埼玉県公安委員会告示第50号(令和2年度第1回技能検定員等資格審査実施に伴う 公示)の一部を次のように改正する。

令和2年5月8日

埼玉県公安委員会委員長 野 瀬 清 喜

2(1)ア及びイを次のように改める。

#### ア 論文審査

令和2年6月13日(土)

#### イ 技能審査

令和2年6月9日(火)から6月12日(金)まで及び6月20日(土)のうち指定する 日